

平 2 7 年 9 月 佐 川 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 9 月 4 日

招 集 の 場 所 佐 川 町 議 会 議 場

開 会 平 成 2 7 年 9 月 4 日 午 前 9 時 宣 告

開 議 平 成 2 7 年 9 月 4 日 午 前 9 時 宣 告 (第 1 日)

応 招 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	壽 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

不 応 招 議 員 な し

出 席 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	壽 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

町 長	堀 見 和 道	チ ーム 佐 川 推 進 課 長	片 岡 雄 司
副 町 長	村 田 豊 昭	教 育 次 長	吉 野 広 昭
教 育 長	川 井 正 一	産 業 建 設 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 公 平
代 表 監 査 委 員	上 田 益 英	健 康 福 祉 課 長	岡 崎 省 治
会 計 管 理 者	真 辺 美 紀	町 民 課 長	麻 田 正 志
総 務 課 長	横 山 覚	国 土 調 査 課 長	廣 田 郁 雄
税 務 課 長	田 村 秀 明	病 院 事 務 局 長	片 岡 博 彦
収 納 管 理 課 長	西 森 恵 子		

本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長 河 添 博 明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子

平成27年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成27年 9月 4日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 請願について |
| 日程第6 | 報告第2号 | 平成26年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第7 | 報告第3号 | 平成26年度資金不足比率の報告について |
| 日程第8 | 報告第4号 | 債権の放棄について |
| 日程第9 | 報告第5号 | 債権の放棄について |
| 日程第10 | 報告第6号 | 債権の放棄について |
| 日程第11 | 報告第7号 | 債権の放棄について |
| 日程第12 | 同意案第1号 | 佐川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 認定第1号 | 平成26年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第2号 | 平成26年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第3号 | 平成26年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について |

- 日程第 16 認定第 4 号 平成 26 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
- 日程第 17 認定第 5 号 平成 26 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 18 認定第 6 号 平成 26 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 19 認定第 7 号 平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
- 日程第 20 認定第 8 号 平成 26 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 21 認定第 9 号 平成 26 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 22 議案第 37 号 平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 38 号 平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 39 号 平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 40 号 平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 41 号 佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 42 号 佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 43 号 町道路線の認定について
- 日程第 29 議案第 44 号 町道路線の一部廃止について
- 日程第 30 議案第 45 号 町道路線の廃止について
- 日程第 31 議案第 46 号 平成 26 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから平成 27 年 9 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は、13 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、11 番、西村清勇君、12 番、今橋寿子君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。9 月定例会の会期及び運営につきまして、8 月 31 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 9 月 4 日を開会日とし、報告、同意、議案の上程、説明までとし、終了後、各常任委員会を開きます。5 日土曜日、6 日日曜日は休会とします。7 日月曜日は一般質問を行います。8 日火曜日は一般質問と常任委員会審査報告を行います。9 日水曜日は休会とし、決算勉強会とします。10 日木曜日も休会とし、決算勉強会及び議員全員協議会を開きます。11 日金曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、9 月 4 日から 11 日までの 8 日間に決定しましたので報告します。

なお、運営については、議長に一任いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 9 月 11 日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 11 日までの 8 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

6 月定例会後の重立ったものについて報告します。

6月19日、第2回日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、選任同意案2件であり、内容は日高村佐川町学校組合教育長に、村上公善氏が選任同意され、教育委員には中島千恵氏が選任同意されました。

6月26日、高知県町村議会議長会臨時総会が高知市で開催され、出席しました。提出されました議題は、決算報告等報告案2件と、役員選挙及び選任でありました。新しい会長に日高村の尾崎議長が選任をされました。

6月25日、平成27年度国道33号及び国道494号整備促進期成同盟会総会が仁淀川町で開催され、町長、担当課長と出席いたしました。総会では、予算案等、議案が審議され、原案のとおり決定されました。

6月29日、平成27年度佐川町よさこいクラブ連合会総会への御案内を受け、出席し祝辞を申し上げてまいりました。

7月8日、高松市の国土交通省地方整備局を訪問し、近隣町村長、議長とともに、国道33号に関する要望活動を行ってまいりました。

7月23日、平成27年度高知県市町村議会議員研修会が県民文化ホールグリーンホールで開催され、皆さんとともに出席しました。講師は、関西学院大学教授石原俊彦氏で「地方会計改革と議会の役割」と題した大変有意義な講演を聞いてまいりました。

8月27日、町村議会議長研修会並びに県政に対する意見交換会が高知会館において開催され、出席しました。研修会並びに意見交換会では、まず農業対策について、中山間対策について、林業振興対策について等、県の職員から説明を受けるとともに、主管部課長との意見交換会を行いました。その後、尾崎知事から「県政の諸課題について」と題した講演をいただきました。

8月28日、高幡町村議会議員研修会が黒潮町で開催され、皆さんとともに参加しました。講師は、文教大学経済学部教授梅村仁氏で、「地方創生に向けた地方都市の公共経営」と題した講演を聞いてまいりました。

8月30日、加茂小学校において総合防災訓練が実施され、皆さんとともに参加いたしました。当日は、あいにくの雨でありましたが、関係機関を初め、多数の住民の皆さんの参加により、炊き出し訓練を初め、さまざまな訓練が実施されました。災害に強いまちづくりの実現のためには、今後も継続した訓練への取り組みが必要で

あると考えるものであります。

9月2日、高吾北広域町村事務組合議会第3回定例会が招集され、出席しました。提出されました議案は、平成26年度高吾北広域町村事務組合一般会計歳入歳出決算の認定と条例改正案等、議案7件であり、いずれも原案のとおり決定をいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、さわやかな秋晴れの中、議員の皆様方の御出席をいただき、平成27年9月定例会が開催されますことを、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

また、多くの住民の皆様は傍聴に御臨席いただきまして、この場で御礼を申し上げます。ありがとうございます。

報告に先立ちまして、先ほど議長より御説明をいただきましたが、報告事件であります。報告第7号につきまして、人数の訂正をさせていただき、資料の差しかえをさせていただいておりますことを私からもお伝えさせていただき、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

昨年度から、佐川町第5次総合計画の策定に取り組んでおり、役場職員だけではなく、多くの住民の皆さんに御参加、御協力をいただき進められておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

ことし2月のしあわせ会議には、200名近くの方々に御参加いただき、笑顔あふれる中で幸せな佐川町の未来について語り合うことができました。また、5月から7月にかけては、町内の中学生や佐川高校の高校生たちとのワークショップも含めて400名ほどの方々に御参加をいただき、貴重なアクションプランの提言をいただきました。

その中で、しあわせ会議と佐川中学校でのワークショップに参加してくれた佐川中学校2年生の谷脇利奈さんが、体験談を高知新聞に記事として投稿してくれておりました。その記事を読ませていただき、大変感激し感動いたしましたので、この場で御披露させていただきたいと思っております。

「佐川の新たな魅力発見」、6月12日の放課後、しあわせ会議（まちづくりのワークショップ）が佐川中学校で行われました。

この会議の目的は、佐川中学校の生徒20人と佐川町役場の方々がチームに分かれ、10年後の佐川町について考えるというものです。

私は、2月に行われた一般向けに続き、2回目の参加でした。

私たちのチームでは、斗賀野地区について話し合いをしました。

暮らし、人、歴史、自然といった言葉で、斗賀野の良いところをたくさん書きました。

私は須崎市出身で、佐川町に引っ越してまだ数年なので、知らないことがたくさんありました。

例えば斗賀野にある「ゆうげん様」です。この神社は、学問の神様です。

私もテストの点数がもっと上がるよう、お願いに行ってみたいです。

ほかには、地域の方の優しさ、温かさなども出ていました。

私も先日、すごくうれしい出来事がありました。登校中に自転車がこわれて困っていると、川にいた男性が声を掛けてくださり、なおしてくれました。

自分たちで考え、各グループの発表を聞いて、佐川町の良さ、魅力をあらためて感じました。

これからは、私たちが佐川町の良さを次の世代に伝えていかないといけないなと思いました。

大好きな佐川町のことをたくさん知ることができ、とても良い経験になりました。

以上が掲載された記事の内容になります。

佐川町のよさを探ること、そしてそれを口に出して伝えることを、私たち大人も子供たちに対して、改めてしっかりやらなければいけないと感じさせていただきました。

地方創生の話の中では、人口が減ることが大きな問題だと取り上げられておりますが、佐川町をすばらしい町だと誇りに思い、それを口に出して伝えてくれる町民の方が少なくなること、いなくなることのほうが大変な問題だと気づかせてくれました。

人口減少や南海トラフ大地震に対する防災、地域福祉、地域公共交通など、佐川町の課題はたくさんあります。これらの課題を他人ごとと思わず、自分ごとだと思っていただける町民の方が増え、一

緒になって課題の解決方法を考え、みんなで実行していただければ、必ず笑顔があふれるしあわせなまちになっていくと思います。住民の皆さんが主役です。まじめに、明るく、楽しく、みんなで佐川町をつかっていきたいと考えております。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、第5次佐川町総合計画及び地方創生総合戦略について報告いたします。

計画内容の整合性を保つため、並行して策定しております2つの計画であります。8月3日に、第2回佐川町総合計画審議会及び佐川町まち・ひと・しごと創生推進会議の合同会議を開催いたしました。会議の中で、総合計画策定につきましては、5月から6月にかけてワークショップ形式で実施いたしましたまちづくりサロンについての報告をいたしました。

まちづくりサロンは、分野別で6回、地区別で5回、次世代まちづくりサロンとして、町内3つの中学校及び加茂中学校、佐川高校で計5回を開催し、延べ400名の方々に参加していただきました。

住民の皆様より、それぞれの分野、それぞれの地区で、こんなことをやってみよう、こんなになったらいいなあ、など提案をしていただきました。まちづくりの取り組み、アクションプランは、合計453件にもものぼり、多種多様な意見やアイデアが出されており、現在、町職員のコアメンバーを中心にそのアクションプランを分類、整理し、計画への施策として、取りまとめの作業を実施しているところであります。

次に、地方創生総合戦略につきましては、佐川町人口の長期展望を示す人口長期ビジョンの素案を説明いたしました。人口長期ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基礎に、自然増減及び社会増減に仮定を設定し、2060年までの町人口の展望を推計しております。現在、約1万4千人の人口は、これまでの傾向がこのまま続けば、2060年には約6,900人まで減少すると推計されておりますが、人口展望では、移住・定住施策を着実に実行することにより、2060年の町人口を9,340人ととどめることを目標としております。

なお、平成27年度に実施予定の地方創生先行型事業の上乗せ交

付金につきましては、国より評価をいただいております自伐型林業を核とした雇用づくりと地域活性化事業を、より拡充した内容で事業申請をしております。

今後のスケジュールにつきましては、10月に議員の皆様方への説明を経て、地方創生総合戦略を策定し、11月には、第5次佐川町総合計画の素案を策定し、12月定例会に諮ることとしております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

尾川地区集落活動センターたいこ岩におきましては、大学との連携をより密なものとするため、高知県立大生とともに、尾川地区内の各地区でのワークショップを開催するなど、活動もより活発になってきております。

また、黒岩地区、加茂地区、斗賀野地区におきましても、センター開所に向けた取り組みを関係者や住民の方々と進めており、それぞれの地区で施設用地の確保に向け、協議を進めているところでございます。3地区とも、年度内に施設の基本設計・実施設計を完了させ、来年度の開所に向けて準備を進めております。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊につきましては、9月から新たに2名の隊員が着任しております。そのうち1名は、観光分野で主に飲食にかかわる業務に従事する予定となっており、もう1名は、社会体育と観光、それに町PRといった総合的な業務に従事していただく予定となっております。新しい2名の隊員には、早く地域に溶け込み、地域の方々と協力し、ともに地域活性化を進めていくことを期待しております。

また、4月からスポーツ振興業務で従事しておりました1名が、年度途中ではありますが8月末で退職いたしました。なお、この隊員につきましては、佐川町を去るわけではなく、佐川に定住し起業するための退職でありますので、議員の皆様方を初め、住民の皆様にも引き続き応援していただきますようお願いいたします。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

牧野公園の整備につきましては、引き続き多くの町民の方々に、楽しみながら整備をしていただいております。牧野公園リニューアル計画の基本方針である、楽しい公園づくりとしまして、牧野博士ゆかりの植物をみずから育て、考え、植栽し、管理することで、より愛着のある持続可能な公園づくりを目指しております。

その1つとして、昨年の種まき講習会、5月の鉢上げ講習会に続き、多くの方々に育てていただいている山野草を牧野公園に植栽する、みんなで育てた山野草の植栽会を今月2回開催することとしておりますので、議員の皆様を含め多くの方々の御参加をお願いいたします。

次に、地域公共交通について報告いたします。

本年度、策定いたします地域公共交通網形成計画は、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとなり、基本的な方針、計画の区域、計画の目標、この目標を達成するための事業実施主体、計画の達成状況の評価に関する事項及び計画期間などを記載することとなります。

並行して策定いたします地域公共交通再編実施計画は、マスタープランである地域公共交通網形成計画を実現するため、実施区域、事業の内容、実施主体、実施予定期間、事業実施に必要な資金の額と調達方法及び事業の効果などを記載することとしております。この再編実施計画は、国土交通省の認定を得る必要があります、ハードルは高くなりますが、佐川町の実態に則した計画の策定に向けて、努力していきたいと考えております。

また、第2回の交通会議を8月26日に開催し、これらの2つの計画に対する認識を高めるために、国土交通省四国運輸局の藤本交通企画課長に御講演をいただき、その後の会議では、ワークショップ形式により基本目標や具体的施策を探り出すために、活発な議論をしていただきました。今後も、こうした熱心な意見や提案を地域公共交通施策に生かし、佐川町の実態に即した地域公共交通をつくりていきたいと考えております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

移住者の住宅確保につきましては、7月に四国電力の社宅を購入し、全11棟のうち6棟を移住者用住宅、お試し住宅として年度内に耐震及び改修工事を予定しております。そのほか、移住者向けの住宅として10年間の借家契約をしております5棟の住宅につきましても、整備を実施することとしております。

また、5月から移住相談員を配置し、移住に関する相談への対応や住民の方々から寄せられている空き家情報を調査し、空き家バンクに登録するなど、事業を促進するための取り組みを進めており、これらの情報は、間もなくホームページ等でも周知できる予定でござ

ざいます。

今後も、こうした受け入れ環境の整備や県外への情報発信、PR事業の推進、移住相談会への参加などに積極的に取り組むとともに、移住者にとって魅力的なまちづくりを推進することを通じて、地方創生の基本目標でもある、新しい人の流れをつくることを実現していきたいと考えております。

次に、国勢調査について報告いたします。

平成27年10月1日を基準日として実施されます国勢調査は、統計法に基づき大正9年以来5年ごとに行われており、日本に住んでいる全ての人、世帯を対象として実施される国の最も重要な統計調査であります。この調査結果は、地方交付税の算定基準に活用されるなど、法令上の利用、雇用・福祉対策を初めとする各種の行政施策の立案等に幅広く利用されることとなっております。

調査員につきましては、89名の方々に御協力いただき、9月から10月上旬にかけて調査を実施いたしますので、皆様の御協力をお願いいたします。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。

平成28年度の職員採用予定は、退職者を考慮いたしまして、一般行政職4名を採用することとしております。今回の採用試験からは、より一層、人物重視の試験を実施することとしており、求める人物像として、佐川町民の幸せ度の向上に対して、熱意と意欲を持って取り組むことのできる人材、謙虚さを忘れず、何事にも果敢にチャレンジする人間的魅力にあふれる人材、前例や既成概念に固執することのない柔軟な発想を持ち、問題解決に向けて粘り強く取り組むことのできる人材、の3点を掲げ、情熱のある職員を採用したいと考えております。

なお、受験申込書の受付を7月27日から8月7日まで行い、97名の受験希望者があり、その内訳は町内22名、町外75名となっております。試験日につきましては、第1次試験を9月12日、13日の2日間実施する予定としております。

次に、公共施設等総合管理計画の策定について報告いたします。

本町において、過去に建設された公共施設等の老朽化が進む中、厳しい財政状況のもと、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されております。このことを踏まえ、

早急に公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが求められております。

本計画は、公共施設等の維持・運営に関する諸課題に対応するため、国の公共施設等総合計画策定に当たっての指針に基づき、本町の公共施設等の現状及び将来の見通しを把握するとともに、財政負担の軽減、平準化を実現するための方針等を策定するもので、本年度中の策定を目指して、現在作業を進めております。

次に、防災対策事業について報告いたします。

今月は、国が指定した防災月間となっております。毎年、この防災月間に合わせ、地域の防災・減災の要となる防災訓練を実施しており、ことしは加茂地区をメイン地区といたしまして、県下一斉訓練と同日の8月30日に実施いたしました。

当日は、朝からあいにくの雨となりましたが、予定どおり午前9時に訓練を開始し、各家庭においては、安全確保と一時避難、自主防災組織においては、安否確認と防災無線を使用した情報伝達訓練、さらに加茂小学校においては、児童・生徒の安全確保訓練や消防団による放水訓練などを実施していただきました。

また、10時から、加茂小学校体育館を会場といたしまして、応急救護講習や初期消火訓練、炊き出し訓練など、基礎的な防災訓練に加え、降雨体験や土砂災害3D映像などの体験をしていただきました。

ぐずついた天候にもかかわらず、議員の皆様方を初め、多くの方々に御参加いただき、まことにありがとうございました。

次に、公民館の耐震補強工事につきましては、対象地区を川内ヶ谷上、馬の原、峯、西山耕、二ツ野の公民館とし、現在、設計作業を進めております。これらの公民館は、町内の拠点となる避難所から最も離れている場所に立地していることから、優先的に対応する必要があると考え、選定いたしました。9月には、設計作業を終えまして、入札を経た後、11月には工事に入りたいと考えております。

各自治会の皆様には、工事期間中御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしく願いいたします。

そのほか、年度の後半に向けましては、消防搬送車両等の調達や、自主防災組織による避難行動計画の策定支援、拠点避難所を対象とした非常用電源や防災備蓄倉庫の設置など、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、本年度から新しく導入いたしました自治会が管理する防犯灯のLED化やバリアフリー化などの公民館の整備に対する補助金につきましては、大変反響が大きく、4月の自治会長会での説明以降、これまで多くの申請をいただきました。

LED化では、33の自治会から158カ所、補助金額にして約367万円の申請があり、うち130カ所について交付を決定いたしました。

公民館の整備につきましては、14の自治会から、総事業費で約450万円、補助金額で353万円の申請があり、現在、12の自治会について交付を決定いたしました。申請のあった14の自治会のうち、バリアフリー化に関する申請は7件と、半数に上っており、これらについても新しい事業に対するニーズの高さがうかがえました。

防犯灯、公民館の整備とも、申請額が当初予算を上回ってまいりましたので、本定例会で補正予算を計上させていただいております。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

ことし6月から、インターネットサイト「ふるさとチョイス」と連携したインターネット申請及びクレジットカード決済を導入したことにより、8月末現在で258名、金額にして304万3千円の寄附申し出があり、昨年寄附者の数を既に上回りました。

また、新たに米を特産品として、ふるさとの味佐川米として8月1日から受付を開始しており、10月から新米の発送にはなりますが、既に42名の方に申し込みをいただいております。

さらに、10月からは新高梨を特産品として加えることにしており、8月5日には黒岩梨出荷組合に出向き、生産者の方々に出品の協力及び数量の確保を依頼してきました。新高梨につきましては、昨年は40箱限定でありましたが、わずか12日間で完売するほどの人気商品でしたので、昨年を上回る数量を確保することができれば、さらに寄附申し出が増えるのではないかと考えております。

今後も、ふるさと佐川を応援したい、佐川の力になりたい、という温かい気持ちに受けられますよう、ふるさと寄附の内容をさらに充実し、前向きに取り組むを進めることとしております。

次に、税務課の所管事項でございます。

平成27年度の国民健康保険税の納税通知書を7月10日に発送いたしました。発送件数2,305件、当初課税額は2億9,237万2,300円となっております。

次に、収納管理課の所管事項でございます。

平成 26 年度決算の徴収状況について報告いたします。

現年分は、町民税 99.7%、固定資産税 99.3%、軽自動車税 99.7%、国民保険税 98.7%と、全ての税目におきまして昨年度決算より伸びており、国保税を除く 3 税の徴収率は 99.5%と、県下 34 市町村中 4 位まで上昇いたしました。現年と滞納繰越合計では、昨年度の 95.4%から 97.2%と、1.8%上昇しております。

また、税外収入におきましても、原課との連携により、学校給食は昨年につき、現年 100%、住宅使用料も現年 100%を達成することができました。農業集落排水事業の使用料も合わせると、3 科目が現年徴収率 100%となっております。

今後も引き続き、佐川町収納対策 5 年計画に沿って、負担の公平と歳入確保に向けて、債権管理の適正化に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、黒岩中央保育所の新築事業について報告いたします。

佐川の未来を担う子供たちを伸びやかに、優しく育むことのできる施設となるよう、設計業者の選定に当たって、公募型プロポーザルを実施いたしました。

北は宮城県、南は宮崎県まで全国から 37 もの応募があり、企画提案書の書類審査によって 5 提案に絞った上で、7 月 18 日の土曜日には、一般の方にも提案を見ていただくため、プロジェクターや模型を使った公開プレゼンテーション方式によって、最終選考を実施いたしました。

選考委員長には、建築デザインが専門の吉田晋高知工科大学准教授にお願いし、当日の選考委員会において、最優秀者として、株式会社 K U S 一級建築士事務所を選定いたしました。

当日、会場となりました健康福祉センターかわせみでは、黒岩地区の方々や保育関係者など、約 50 名の住民の方に傍聴いただき、提案の合間には、一緒に模型を見たりしながら、新しい黒岩中央保育所を地域ぐるみでつくっていくという雰囲気にもなり、今回の公開プレゼンテーションは、これからのまちづくりにおいて、参考になる取り組みとなりました。

なお、株式会社 K U S とは、基本設計及び実施設計業務につきまして、本年度末までの委託契約を結び、8 月 20 日には現場の意見を反映した設計とするため、黒岩中央保育所職員とのワークショップを実施するなど、作業を進めております。

次に、病後児保育事業について報告いたします。

本年度、新規事業として取り組む病後児保育事業ですが、国の補助要綱が決定しないため、施設として使用予定の旧高北病院病院長官舎の改修工事が行えない状況となっております。工事には、3カ月程度を要するため、当初予定しておりました10月の事業開始が困難な状況となっております。県を通じて、国の動向について情報把握に努めておりますが、事業開始は、早くても年末、もしくは年明け1月の見込みとなっております。

次に、特定健診の受診率アップの取り組みについて報告いたします。

本年度は、特定健診の受診率40%達成に向けて、町民課や高北病院などと連携し、受診勧奨等の取り組みを強化しております。その効果もあり、健康福祉センターかわせみで行っておりますセット健診におきまして、6月の実績では、特定健診の受診者は、475名となり、昨年の441名を34名、率にして7.7%上回る結果となっております。

今後も、9月と11月のセット健診などにおいて、受診率アップに向け、受診勧奨の強化を継続するとともに、高北病院などとも連携した取り組みを進めてまいります。

次に、障害福祉の取り組みについて報告いたします。

7月31日に、地域自立支援協議会の専門部会を開催し、障害者計画の重点施策として上げております障害児の長期休暇中の居場所づくりについて、協議いたしました。近隣市町村の取り組みや、潜在的なものも含めて、町内のニーズを共有したうえで、具体的にどのような仕組みが必要かなど、2つのグループに分かれて討議を行いました。

長期休暇中だけでなく、全体として障害児の受け入れ施設が不足しており、問題の解決には新たな社会資源の開発とともに、人材や財源の確保にも課題があることが浮き彫りとなりました。今後、さらに地域自立支援協議会において、専門部会や全体会を通じて、具体的な仕組みづくりにつなげていきたいと考えております。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、自伐型林業について報告いたします。昨年度から開催しております住民向けの林業研修は、6月から8月で第1クールを実施し、延べ18名の参加者がチェーンソーの取り扱い、木材の伐倒、搬

出方法、壊れにくい作業道のつくり方を各2日間で学びました。今月9日からは、第2クールを実施いたします。

また、地域おこし協力隊につきましては、高知県立林業学校での短期課程や特別講師による作業道開設や造材技術など、スキルアップ研修を受けており、着実に自伐型林業に必要な知識と技術を身につけております。

これからの季節は、木材の伐採に適した気候となりますので、今後の林業経営の指標となるよう、施業に使用する機械や人員の違いによる作業効率や経費の違いなどの検証を日々の活動の中で実施していきます。

また、佐川町に行政視察に訪れていただける自治体、議員の方々も徐々に増えてきており、7月23日には三重県庁から4名、8月3日には岐阜県高山市議会議員6名、8月7日には兵庫県豊岡市議会議員6名、8月17日には鹿児島県出水市から職員2名と市民4名の方々を受け入れ、当町の取り組みを御説明させていただきました。

次に、佐川ものづくり補助金事業について報告いたします。

本年度の交付申請数は5件で、新商品開発事業が4件、既存商品改良事業が1件となっております。新商品開発としましては、佐川鳥瞰図、地元材を使った照明器具、饅頭菓子、地乳商品の4件、既存商品改良につきましては、焼き饅頭の包装見直しの1件となっております。今後は、速やかに交付決定し、新商品の開発、既存商品のブラッシュアップを推進いたします。

なお、同事業は8件分の予算を計上しており、残り3件につきましては、引き続き事業者を募集していきたいと考えております。

次に、レンタルハウス整備事業について報告いたします。

青年ニラ農家の規模拡大として実施いたします15アールのハウスにつきましては、今月発注し、竣工は計画どおり年末を予定しております。

また、昨年度2基設置いたしました国の事業による木質資源利用ボイラー設置補助金につきましては、農家の方々から非常に好評であったため、本年度もレンタルハウスの規模拡大をされたニラ農家に1基、また新たなニラ農家に1基設置を計画しており、本定例会で補正予算を計上させていただいております。

次に、こうち農業確立総合支援事業について報告いたします。

飼料稲用コンバインの導入につきましては、計画どおり8月のわ

せの飼料稲の刈り入れに間に合わせることができました。次は、なかてを刈り入れ、本年度は約 8.5 ヘクタールを予定しております。今後、地乳生産酪農家への飼料確保のため、JAコスモスとの連携を一層深め、飼料稲の栽培面積の拡大に努めてまいります。

次に、プレミアムつき商品券について報告いたします。

子育て支援分につきましては、子育て世帯である 1,044 世帯に事前にはがきでお知らせし、8月1日から7日まで販売を実施し、期間中は大きなトラブルもなく販売することができました。購入された世帯は 791 世帯で、予定販売冊数の 5,220 冊に対して 72% の 3,748 冊の販売実績となりました。

一般分につきましては、8月8日から10日まで、1日の限度を1人10冊とし、1日目 2,561 冊、2日目 1,916 冊、3日目 1,965 冊を販売いたしました。初日には、朝早くから多数の方が商工会前に並ばれ、長時間お待たせすることとなり、急遽整理券を配付するようにいたしました。整理券の配付を事前にお知らせしていなかったため、町民の皆様には混乱と御迷惑をおかけいたしました。

なお、一般分は残数が 399 冊あり、これらにつきましては追加販売することとしております。

既に、広報への折り込みチラシや防災無線により周知しておりますが、今回は先日の反省を踏まえ、往復はがきによる申し込みとさせていただきます。今月 10 日までの消印を有効として御応募いただき、応募多数の場合は抽選することとしております。その後、返信用はがきで結果をお知らせし、今月 18 日、24 日、25 日の 3 日間、役場会計課で販売を予定しております。

次に、青年就農給付金について報告いたします。

青年就農給付金は、45 歳未満の青年を対象としまして、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、国から 1 人当たり年間最大 150 万円を、最長 5 年間給付される制度であります。

昨年度は 1 名が終了し、現在、佐川町では 16 名が給付金の対象となっており、内訳は、就農 2 年目が 5 名、3 年目が 10 名、5 年目が 1 名となっております。新規就農者は 5 年目の収入目標を 250 万円としておりますが、既に就農 3 年目で収入目標を超えております。

また、2 年目の中にも 250 万円を超える見込みの就農者がいるなど、後に続く就農者も出てきており、大変喜ばしいことと感じております。今後も新規就農者が早期に収入目標を超えることができま

すよう、JAコスモス、行政、関係機関が一丸となってフォローアップを行ってまいります。

次に、災害復旧事業の対応について報告いたします。

公共土木災害復旧事業は、繰越工事として、町道 5 件、河川 10 件を発注しております。町道 5 件及び河川 10 件のうち 6 件は完成しており、1 件は施工中、3 件は一時中止をかけており、水稻収穫後に工事を再開し、早期完成を目指しております。

また、農地・農業用施設災害復旧工事は、同じく農地 6 件、農業用施設 9 件を発注しており、農地は 5 件完成、1 件施工中、農業用施設は 6 件完成、1 件施工中、2 件は一時中止をかけており、水稻収穫後に工事を再開し、早期完成を目指します。

不落でありました農業用施設 1 件につきましては、10 月に発注を予定しております。

次に、水道事業について報告いたします。

主要事業であります中野、二ツ野地区への水道給水につきましては、浄水方法を決定し、本年度中に事業認可変更許可を得るための濁度計設置工事を 7 月に発注し、濁度計測ができるよう進めております。

また、昨年度より進めております室原地区送水管耐震工事につきましても、受注業者が確定し、本年度中には旧管より切りかえ、耐震化が完了いたします。さらに、未普及地域解消を目的とした JR 西佐川駅東地区及び砂止地区の配水管親設工事も発注しており、年度内には給水が可能となります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度調査対象地区の現地調査を、6 月から 8 月にかけて延べ 38 日間にわたり実施いたしました。推進員や立会人の方に御協力をいただき、ほぼ順調に実施することができましたが、立ち会いいただけなかった方が数名いることから、後日立会人の方との調整を取りまして、再調査を行う予定としております。

また、今月 24 日からは、後半の現地調査を再開いたしますが、着実な事業の推進を図りますとともに、トラブルが発生しないよう進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、平成 27 年度全国学力・学習状況調査について報告いたします。

本年4月21日に、小学校6年生と中学校3年生を対象として実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果が8月25日に公表されました。調査教科は、国語、算数または数学に加え、3年ぶりに理科が実施されました。国語、算数または数学は、知識に関するA問題と活用に関するB問題からなっております。

佐川町の児童生徒の学力調査の結果につきましては、昨年度は小中学校とも全ての教科において、全国平均を下回る大変厳しい結果となっておりますが、本年度は、小学校におきましては、算数Aが全国平均を上回り、ほかの教科につきましても、全国との格差は縮小しております。中学校におきましては、国語A・Bが全国平均を上回り、ほかの教科につきましても小学校と同様、全国との格差は縮小しております。

今後、教育委員会と学校において、調査結果を総合的に分析・評価し、学力向上対策に取り組むこととしております。なお、各教科の調査結果と分析内容につきましては、昨年と同様11月の広報において公表したいと考えております。

次に、少年の主張佐川大会について報告いたします。

7月28日、少年の主張佐川大会が、総合文化センターにおいて町内3中学校と加茂中学校から14名の生徒の参加のもと、開催されました。

14名の皆さんは学校生活や日常生活において感じたこと、体験をもとに、社会問題にもなっている児童虐待や、これからのまちづくり、将来の夢・希望などについて自分の意見、考え方を堂々と発表されたことに感銘を受けるとともに、佐川の将来を担う子供たちに頼もしさを感じさせていただきました。

最優秀は、「夢に向かって」と題して発表されました加茂中学校3年生の中山歩武君が受賞いたしました。9月23日には、少年の主張高知県大会が開催されますので、佐川の子供たちの健闘を心から期待しております。

次に、さかわ・ところ児童体験学習交流活動について報告いたします。

佐川と常呂の交流は、1年交代で相互訪問をしており、ことしは7月28日から31日までの4日間、北見市常呂の小学校4年生、5年生の5名と引率の教職員2名が猛暑の高知を訪れました。

佐川町からも、小学校4年生、5年生の5名が参加し、常呂の訪

問団とともに佐川小学校、地質館を初め、牧野植物園や龍河洞、桂浜などを訪問いたしました。

4日間という限られた期間ではありましたが、さまざまな学習・体験活動を通じて、子供たちは友情を育み、有意義な交流活動を行うことができました。この交流活動も今回で47回目を迎えておりますが、来年の夏には、佐川の訪問団が常呂を訪れる予定になっており、今後とも子供たちの交流の進展を通じて、北見市常呂町の皆さんと末永く有意義な交流活動を続けてまいります。

次に、高知大学出前公開講座について報告いたします。

文教のまち佐川の人づくりの取り組みの1つとしまして、昨年に引き続き、町民の皆様を対象とする高知大学出前公開講座を名教館において開講いたします。

10月8日の、食を通じたまち・ひと・しごと創生を皮切りに、11月の5日までの間、毎週木曜日、高知大学の先生方を講師として、スポーツ、子育て、地域活性化などの5講座を開講することとしておりますので、多くの町民の皆様にご参加いただき、知識や教養を深めるとともに、今後の取り組みの参考にしていただくことを期待しております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

去る7月末で、内科の常勤医師1名が、一身上の都合で退職し、内科の常勤医師が5名から4名となりました。

外来診療、入院とも、利用者の皆様にできるだけ御迷惑のかかることがないように、医師のローテーションの見直しや非常勤医師の確保などにより努力しているところでありますが、やむを得ず今月から当分の間、土曜日午前中の外来診療につきまして、第2、第4土曜日のみにさせていただくことといたしました。

後任の医師につきましては、医師の確保そのものが大変厳しい状況が続いていることに加え、年度の途中ということもあり、まだ確保のめどが立っていない状況ですが、精いっぱい手を尽くしまして、1日も早くこれまでどおりの診療体制に復することができるよう、今後、一層努力してまいりたいと考えております。

以上、各課所管事項について報告をさせていただきました。

本定例会に提案いたしました付議事件は、報告が6件、認定が9件、議案が10件、同意案が1件となっております。何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、請願について、を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号7は、総務文教常任委員会に付託します。

受理番号8は、産業厚生常任委員会に付託します。

10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時

再開 午前10時15分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、報告第2号、平成26年度財政健全化判断比率の報告について、から、日程第11、報告第7号、債権の放棄について、まで、以上6件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について御説明申し上げます。

まず、報告第2号、平成26年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率について、監査委員の監査を受けた結果を御報告するものでございます。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。また全ての会計を対象としました実質赤字を示す連結実質赤字比率もマイナスでしたので、数値は出ておりません。

次に、一般会計などが負担をする借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります実質公債費比率は8.6%で、昨年度より3.2ポイント改善をしております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%でございます。

また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります将来負担

比率もマイナスでしたので、数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標においても、前年度に引き続き、基準を超えるものはございませんでした。

報告第3号、平成26年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の監査を受けた結果を御報告するものでございます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計、病院事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計における公営企業会計ごとの資金不足額はございませんでした。

報告第4号、債権の放棄につきましては、町営住宅使用料1人、金額32万2,900円について、佐川町債権管理条例第17条1項の規定に基づき、平成26年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号、債権の放棄につきましては、学校給食費2人分、合計金額1,310円について、佐川町債権管理条例第17条1項の規定に基づき、平成25年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号、債権の放棄につきましては、水道料金12人分、合計金額32万940円について、佐川町債権管理条例第17条1項の規定に基づき、平成26年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第7号、債権の放棄につきましては、病院の診療費241人分、合計金額411万8,922円について、佐川町債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、平成26年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告申し上げます。

議長（藤原健祐君）

一括で質疑を行います。

8番（中村卓司君）

一括ということですので。全体を通してですね、債権の放棄につきましては、非常に慎重にやるべきだと思います。その中で、今までの前例で、市町村の中でも、町長に対しての裁判とかいう結果も出ておるのが現状でございますので、慎重にやるべきだと

思います。慎重にやっているということの前提もございますけれども、その上でお聞きをしたいと思いますが、7号のですね、7号以外は非常に金額的に少ない、少ないからということではございませんけれども、特に金額的に人数的に多い7号の報告について、少し詳しい内容につきましてお聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

中村議員の御質問にお答えをいたします。今回、人数にいたしまして241名、金額で411万8千円余りの債権放棄になります。大変例年に比べまして病院としても大きな額になっております。

この内訳につきましては、全体のうち12人につきまして、約93万円でございますが、これは条例の17条1項3号、資力の回復が困難と認められたものについてでございます。それから3名、29万8,070円につきましては、調査の結果、資力なしと認めて、やむを得ず債権放棄したものでございます。ほか226名が17条1項8号該当ということで、仮に訴訟に至ったとしても、勝訴の見込みはない、既に時効期間が過ぎておる。それから、こちらが長期間にわたって連絡が取れてない等で、これが一番多ございまして、金額にいたしまして289万722円となっております。以上でございます。

8番（中村卓司君）

ある程度わかりましたけど、もう少しですね、細かい報告が欲しいかなという思いでございました。というのは、町の関係以外でも、その病院関係であろうかと思っておりますけれども、町以外で、そういうふうな対象になっている方、町内外の内容がわかればですね、お聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いたします。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

お答えいたします。全体のうち、佐川町に住所がある方、それとそれ以外につきましてですけれども、佐川町に住所のある方が、金額にいたしまして222万7,022円と、金額全体の約54%でございます。人数につきましては130名で、全体の約54%になっておまして、残りがそれ以外の町村ということで、金額につきましては、率にいたしまして約46%、人員につきましては、約46%となっております。

8番（中村卓司君）

半分ぐらいということですがけれども、町内が仕方なくて、町外が

仕方がないでは済まされんという問題ではございませんけれども、この人数、金額っていうのは、予想されるというか、想定内でこういうのは発生すると思うんですけども、できるだけその人数を減らすなりですね、努力というものが必要であろうかと思いたすけれども、対策っていうのはとっているかどうか、それをお聞かせ願いたいと思いたす。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

お答えいたします。今回の不納欠損額につきましては、大変多額に上っておりまして、これは過去の債権管理条例の改正経過等もございまして、かなり、今回債権放棄しましたものは一番古いのが平成 12 年度に発生したものでございまして、ある時期まで、なかなか取れないと、ある程度もう取れないと諦めざるを得ない状況であっても、債権放棄が難しい、そのままになっておったというな分が過去相当たまってきておりまして、ある意味では、今回にそういったものを一掃といいますか、取れるものは今後も取っていく、取れないものはもうある程度もうやむを得ないとして、思い切って債権放棄をしたと。

今後に関しては、しっかりと、もらうべきものはもらっていくということで、再スタートを切りたいという思いもあつてのこととございまして。それにおきまして、議員さんの御指摘のように、過去を清算、ある意味で清算したとしても、じゃあ、これから同じことを繰り返していけば、また何年かたてば同じことになるということでございまして、我々としては、その点、御質問のように、しっかりと未納を発生させないようにしていかなければならないと思っております。

それで、いろんなことの見直しを今行っておりますけれども、まず基本は、できるだけ窓口で未納を発生させないということでございまして。ですから、ともすればちょっと手持ちがないんですがと言ったら、はいわかりましたよというようなことではなくして、きちんと事情をお聞きして、じゃ、いつお払いいただけるのかと、そういったことを窓口で、全部そのときに全額払ってくださいということにもなかなかない部分がございますので、そういった最初のところできちっと、もし未納になった場合にどうするかというところも考えて、まず対処をします。

それと、次にはきちんとした記録をしっかりと残していく。そし

て相手方の住所とかいろいろなことをお聞きした上で、催促を怠らないようにしていくと。それをたゆみなく続けていくと。

どうしても、中には悪質と言わざるを得ないようなケースも出てまいりますので、そういった部分につきましては、債権管理課の御協力を得て適切な法的措置等についても躊躇なくとっていくというようなことが必要だと思えます。

またこうしたことについて、これまでややもすると担当任せになってきておったきらいもございまして、きちんとしたケースの整理等をいたしまして、機能的かつ効率的な対策というのを一步一步進めていきたいというふうに考えておるところでございまして。

議長（藤原健祐君）

ほかにありませんか。

6 番（松浦隆起君）

同じく報告第7号ですが、この差しかえということで、差しかえの分なので余り質問はしないほうがいいかも知れませんが、この債権の放棄というのは税の公平性、さまざまな公平性からいっても重要なことだと思えますので、あえてお聞きをいたしますが、この人数が訂正になっております。本来は、人数の積み上げで額が決まるということだと思えますので、町長からも局長からも御説明がありませんでしたので、差しかえたので説明しなかったのかもわかりませんが、どうしてこういう間違いがあるのか、もし単純なケアレスミスだとすれば、もう少しやはり、こういう重要なことはきちっとするべきではないかというふうに思いますが、その点についてお聞かせください。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

お答えいたします。議会へ提案させていただく数字が間違っておって直前に差しかえをするという、大変申しわけないことになりまして、大変、改めておわびを申し上げたいと思えます。

なぜ、こういう数字になったか、変わってしまったかということなんですが、実は私どもで未納の方々の管理をする際に、個別のデータというのは、入院、外来の別、年度別で個人のデータを管理しております。その際に、入院、外来、それから年度で、またがって1人の方が入院、外来があるとか、複数年度に未納があるとかいうケースがございまして、あやまってそれらを全部積み上げた数字を未納者の入としていた。そういったものが後になって気がつきまし

て、そういう重複を全部除いたものが差しかえさせていただいた人数でございます。

いずれにしても大変不注意なことで申しわけないと思っております。今後こういったことのないように十分注意して扱ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

ほかにありませんか。

11 番（西村清勇君）

7号で関連をしましてお聞きしたいんですが、以前お聞きしたときに、救急患者で来られた方の滞納が大分あるようにお聞きしたんですが、今もそういう滞納がありますかね。ちょっとお聞きします。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

個別の正しいデータを今ちょっと持ち合わせておりませんので、具体的にどれだけあるかといったようなことは御説明ができませんが、救急で来られて、取るものも取りあえず来られて、入院になったと。例えば、それからその外来でそのまま済んだと。後日ということになって、それが滞ってしまうというケースは今もちょくちょくございます。

11 番（西村清勇君）

救急の場合は、もう受け入れを拒否することができませんので、仕方がないと思いますけども、ほかの病院も救急はたくさんあるわけで、そういった例がたくさんあると思いますが、ほかの病院はどんなにして回収しゅうのかわかりませんが、ほかの病院はないものでしょうかね。これについては。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

救急が特に多いとか、回収ができないということはないと思います。救急の方でも、当然誰しもそういうことに、急に悪くなって救急車で運ばれるということはあるわけですので、そのときは当然財布とか保険証とか置いて、とにかく駆けつけることになる、これはもう誰しもあり得ることだと思います。ですから、それで大半の方は後日落ち着いてから支払をしてくださる。

それから入院の場合でしたら、何日間か入院して、月2回まとめの請求になりますので、そのとき払っていただくのが普通のケースでございますが、中には、ということで、それはほかにも外来で来られて払われない方、一般の外来の方、それから普通に入院され

ておって実はというふうな方、いろんなケースがあるかと思います。そういったことに関しましては、例えば入院に関しては、入院時に、支払いに関しての誓約書を書いていただく、それからまたご面倒ですけれども、大半の方が普通に期限内に払っていく方ばかりで、大変こちら心苦しいんですが、保証人さんの氏名を書いていただいて、捺印もいただく、というなことをしております。

議長（藤原健祐君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

日程第 12、同意案第 1 号、佐川町教育委員会委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、同意案につきまして御説明申し上げます。

同意案第 1 号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、栗田眞二委員の任期が平成 27 年 11 月 11 日をもって満了を迎えることから、再任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

栗田眞二氏は、平成 22 年 1 月 1 日から 2 期にわたり教育委員を務めていただいております、真摯な人柄に加え、温厚で責任感が強く、委員として最適任者であります。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

日程第 12、同意案第 1 号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第 1 号は、同意することに決定をいたしました。

日程第 13、認定第 1 号、平成 26 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、日程第 31、議案第 46 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、まで、以上 19 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明をさせていただきます。

認定第 1 号、平成 26 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、認定第 7 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、までの一般会計並びに特別会計 6 件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

認定第 8 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、及び認定第 9 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

議案第 37 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 3,718 万 2 千円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出 71 億 2,574 万 5 千円とするものであります。

議案第 38 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,385 万 6 千円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 20 億 2,700 万 4 千円とするものであります。

議案第 39 号、平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 3,767 万 1 千円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 4,097

万1千円とするものであります。

議案第40号、平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ1,780万1千円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ18億4,569万3千円とするものであります。

議案第41号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、マイナンバー制度により、来年1月から番号の利用が開始されることに伴いまして、紛失等による通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めようとするものであります。

議案第42号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、番号法が公布されたことに伴いまして、個人情報保護条例について、町が保有することとなる特定個人情報の適正な取り扱いを講じるための改正を行うものであります。

議案第43号、町道路線の認定につきましては、町道富士見町7号線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、町道路線の一部廃止につきましては、町道青去4号線の一部廃止について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号、町道路線の廃止につきましては、町道三野14号線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号、平成26年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当年度の未処分利益剰余金のうち、当年度純利益1,103万2,936円を減債積立金へ積み立てるものであります。

各会計決算の概要につきましては、会計管理者、水道企業出納員及び病院事業企業出納員から、また各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

改めまして、申しわけございません。議案第39号、議案第40号ともに資料に平成26年度というふうになっておりますが、これは平成27年度の間違いであります。訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。説明は以上となります。

会計管理者兼会計課長（真辺美紀君）

おはようございます。私からは、認定第1号から第7号まで、平成26年度佐川町一般会計並びに6つの特別会計の歳入歳出決算について説明させていただきます。

それぞれの決算書につきましては、お手元のほうに配付されていることと思いますし、また後日予定されております決算の勉強会におきまして、詳しい内容を各担当課長のほうから説明がされると思いますので、私のほうからは、別の資料を用いて説明をさせていただきます。

お手元に配付されておりますA4、横長サイズの資料を御準備ください。資料の右上に、参考資料（認定第1号～第7号関係）と書いてある資料でございます。御準備いただけましたでしょうか。ではまず、1ページをお開きください。

第1表、平成26年度佐川町一般会計並びに特別会計、実質収支に関する調書でございます。

一般会計、歳入総額65億9,126万8,763円。歳出総額61億1,833万4,986円。歳入歳出差引額は4億7,293万3,777円でございます。このうち、翌年度に繰り越す財源といたしまして、繰越明許費繰越額1億8,973万円を差し引いたものが実質収支額となります。実質収支額は、2億8,320万3,777円でございます。この実質収支額のうち、地方自治法の規定により基金に繰り入れる額は1億5千万でございます。本年度は、財政調整基金への繰り入れを予定いたしております。

続きまして、国民健康保険特別会計です。歳入総額17億9,358万75円。歳出総額17億9,335万3,814円。歳入歳出差引額は22万6,261円です。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となります。

以下、そのほかの特別会計でも繰越額はございませんので、歳入から歳出を引いた額と同額が実質収支額となっております。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計。歳入総額3,858万7,074円、歳出総額91万5,375円。歳入歳出差引額3,767万1,699円。続きまして、学校給食特別会計。歳入総額と歳出総額は同額で、5,518万6,082円。農業集落排水事業特別会計。こちらと同じく歳入総額と歳出総額は同額で、2,334万8,538円です。介護保険特別会計。歳入総額16億6,253万2,147円。歳出総額16億5,974万9,396円。歳入歳出差引額は、278万2,751円で、この全額を介護保

険運営基金に繰り入れる予定でございます。最後に、後期高齢者医療特別会計。歳入総額 2 億 1,531 万 789 円。歳出総額 2 億 1,211 万 9,691 円。歳入歳出差引額は 319 万 1,098 円でございます。

以上が、各会計の実質収支に関する調書でございます。

続きまして 2 ページをお開きください。

2 ページ以降は、第 2 表から第 8 表、それぞれの会計ごとの歳入歳出決算額の一覧表を準備してございます。

まず、一般会計の歳入からまいります。

B の欄、調定額の一番下の端の行をごらんください。調定額の合計 66 億 3,699 万 2,670 円。それに対しまして収入済額の合計は 65 億 9,126 万 8,763 円。不納欠損額は 410 万 8,085 円でございます。不納欠損額の内訳を申し上げます。

1 款町税、343 万 1,185 円。これは町民税、固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分のうち、地方税法による時効や滞納処分等の執行停止等により不納欠損の処分を行ったものでございます。25 年度と比較いたしますと、約 200 万円程度減額となっております。

続きまして 11 款分担金及び負担金。これは保育料でございまして、時効による不納欠損処分をしたものでございます。続きまして 12 款、使用料及び手数料。32 万 2,900 円。これは公営住宅使用料で、債務者の資力の回復が見込めないとの理由で不納欠損処分をしたものでございます。25 年度と比較いたしますと、180 万円余りの減となっております。

収入未済額の合計は、4,161 万 5,822 円でございます。平成 25 年度は、6,457 万円ほどございましたので、約 2,300 万円程度の減少で、収入未済額は年々減少いたしております。

最後に、一番右の端の列をごらんください。

平成 26 年度と 25 年度の収入済額の比較について説明いたします。変動の大きいところだけ申し上げます。1 款町税、2,294 万 6,723 円の増。主な要因は法人税、固定資産税の上昇や徴収体制の強化により増額となったものでございます。

6 款地方消費税交付金。消費税の引き上げに伴う交付金の増で、2,699 万 2 千円の増となっております。続きまして 13 款国庫支出金 6,384 万 1,864 円の減でございます。主な要因は、社会資本整備総合交付金の事業量の減によるものでございます。続きまして、14 款県支出金 1 億 2,400 万 4,529 円。主な要因は、介護基盤緊急整備事

業などにより高知県からの補助金が増となったものでございます。

最後に 20 款の町債です。5,845 万 6 千円の増でございます。主な要因は、高吾北消防本部救急デジタル無線の整備による負担金に充当いたします地方債の借り入れの増によるものでございます。

以上が一般会計の歳入でございます。

続きまして 3 ページをお開きください。

一般会計の歳出でございます。支出済額の合計は 61 億 1,833 万 4,986 円。翌年度繰越額の合計は、4 億 3,344 万 1 千円でございます。繰越額の内訳、主なものを申し上げます。

2 款総務費では、企画総務費など 3 件。4 款衛生費では、新エネルギー等活用促進事業 1 件。5 款農林水産業費では、地域おこし協力隊事業など 3 件。6 款商工費では商工会補助事業など 4 件。7 款土木費では、地方道路交付金事業など 5 件。8 款消防費では、緊急避難場所耐震化事業など 2 件。10 款災害復旧費は 4 件でございます。

次に、平成 26 年度と 25 年度の支出済額の比較でございます。変動の大きいところだけ申し上げます。まず 2 款総務費。2 億 4,891 万 5,955 円の減でございます。これは、平成 25 年度に実施した大きな事業との比較で、大きな減となっております。25 年度に実施しました大きな事業を申し上げます。役場庁舎空調整備工事が 8,156 万 3 千円。太陽光発電出資金が 3,033 万 4 千円。基金への積立金が 1 億 9,737 万 7 千円でございます。

続きまして、3 款民生費。2 億 8,519 万 4,642 円の増でございます。主な要因は、介護基盤緊急整備特別対策事業と、それに伴います施設開設準備経費助成特別対策事業を合わせまして 1 億 6,948 万 4 千円の増でございます。また、障害者自立支援事業でも 2,244 万 6 千円の増となっております。

続きまして、5 款農林水産業費です。5,792 万 9,441 円の増でございます。主な要因は、農林基盤整備事業で 2,054 万 9 千円の増。地域おこし協力隊事業で 1,603 万 5 千円の増。新規就農者支援事業で 1,462 万 5 千円の増となっております。

続きまして、6 款商工費です。1 億 1,634 万 8,609 円の減となっております。これは、25 年度に実施いたしました名教館移築事業や浜口邸の改修分で 9,845 万 8 千円ございましたので、その分との比較で大きな減となっております。

続きまして、7 款土木費。9,645 万 1,182 円の減でございます。主

な要因は、地方道路交付金事業 1 億 72 万 8 千円の減でございます。

続きまして、8 款消防費。1 億 7,112 万 9,549 円の増でございます。主な要因は高吾北消防本部の救急デジタル無線の整備に対する負担金で、1 億 5,819 万 8 千円の増でございます。また、黒岩地区の緊急ヘリポート整備事業で 1,477 万 7 千円の増となっております。

最後に 9 款教育費です。こちらにも 25 年度に黒岩中学校の耐震化事業で 9,728 万 7 千円の歳出がございましたので、比較で大きな減となっております。

以上が一般会計の歳出についての説明になります。

続きまして、4 ページをお開きください。

第 3 表、国民健康保険特別会計の歳入でございます。B の欄、調定額の合計 18 億 1,320 万 1,214 円。収入済額 17 億 9,358 万 75 円。不納欠損額 347 万 544 円です。これは、この不納欠損額は、国保税の滞納繰越分で、地方税法により時効や滞納処分の執行停止をしたことによるものでございます。

収入未済額 1,615 万 595 円です。これは、国民健康保険税の未納分でございます。平成 25 年度は 2,663 万 6 千円ほどございましたので、約 1,048 万 6 千円の減となっております。

一番右の端の列にまいります。平成 26 年度と 25 年度の収入済額の比較でございます。合計で、7,470 万 1,567 円の減でございます。主な要因は、4 款の療養給付費交付金や 7 款共同事業交付金などの減によるものでございます。

以上が国保会計の歳入でございます。

続きまして、5 ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の歳出でございます。支出済額 17 億 9,335 万 3,814 円。右から 2 番目の列をごらんください。26 年度と 25 年度の支出済額を比較いたしますと、7,492 万 7,828 円の減でございます。主な要因は、2 款保険給付費の減によるものでございます。

続きまして、6 ページをお開きください。

第 4 表、住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出でございます。まず歳入からまいります。調定額 5,471 万 3,925 円。収入済額 3,858 万 7,074 円。不納欠損額はございません。収入未済額は、1,612 万 6,851 円。これは、貸付金の元利収入の未納分でございます。

続きまして歳出にまいります。支出済額 91 万 5,375 円。これは一部事務費が含まれておりますが、それ以外は地方債の償還に係る費

用でございます。

続きまして7ページをお開きください。

第5表、学校給食特別会計の歳入と歳出でございます。まず歳入からまいります。調定額6,110万3,170円。収入済額5,518万6,082円。不納欠損額は1,310円でございます。これは債務者の資力の回復が見込めないため、不納欠損としたものでございます。収入未済額は591万5,778円。これは給食費の未納分でございます。こちらのほうも25年度より減っておりまして、25年度と比較いたしますと228万9千円の減となっております。

続きまして歳出にまいります。

支出済額の合計は収入済額と同額5,518万6,082円でございます。以上が学校給食特別会計です。

続きまして8ページをお開きください。

第6表、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出でございます。まず歳入です。調定額と収入済額が同額でございますので、収入未済額はございません。不納欠損額もゼロでございます。

歳出です。支出済額、収入済額と同額の2,334万8,538円です。歳出の右から2列目をごらんください。平成26年度と25年度の支出済額の比較です。221万561円の増となっております。これは、平成26年度に排水処理施設の機能診断を実施したことによる増でございます。

続きまして9ページをお開きください。

第7表、介護保険特別会計の歳入と歳出でございます。まず歳入からまいります。調定額16億6,510万513円。収入済額16億6,253万2,147円。不納欠損額は51万8,300円です。この不納欠損は、主には介護保険法により滞納繰越分に係る時効によって不納欠損をしたものでございます。収入未済額は205万66円でございます。これは、介護保険料の未納分でございます。平成25年度より135万8千円ほどの減となっております。

一番右の端の列をごらんください。平成26年度と25年度の収入済額の比較でございます。3,252万8,410円の増でございます。これは、歳出におきまして保険給付費が増えていることに対しまして、国や県の補助金が増となったものでございます。

続きまして歳出にまいります。支出済額16億5,974万9,396円。右から2列目です。平成26年度と25年度の支出済額の比較をいた

しますと、3,384万2,496円の増でございます。主な要因は、特例居宅介護サービスや地域密着型介護サービス給付費の増によるものでございます。

続きまして10ページをお開きください。第8表、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出でございます。まず歳入からまいります。調定額2億1,555万5,603円。収入済額2億1,531万789円。不納欠損額は7,335円でございます。これは、高齢者の医療の確保に関する法律により、滞納繰越分に係る時効によるものでございます。収入未済額は、23万7,479円でございます。

一番右の端の列をごらんください。平成26年度と25年度の収入済額の比較でございます。27万1,224円の減でございます。主な要因は、保険料の減によるものでございます。

続きまして歳出にまいります。支出済額2億1,211万9,691円。26年度と25年度の歳出の比較をいたしますと、86万6,645円の減となっております。主な要因は、総務費におきまして、人事異動により職員人件費が下がったことによるものでございます。

続きまして11ページをお開きください。最後に、平成26年度佐川町基金精算報告書でございます。

現在、一般会計は財政調整基金を初めまして、25件の基金があります。総額では44億7,206万4,733円でございます。特別会計の4つの基金を合わせますと、合計で46億5,736万5,490円となり、それぞれの基金条例に基づき、定期預金で管理をいたしております。平成26年度中の積立金は1億3,463万3,233円。取り崩し額は国保の財政調整基金のみで、7,958万5,815円ございましたので、平成25年度末より5,547万418円の増額となっております。

また、定期預金で得ました益金の総額は、1,694万4,591円ございました。この益金は、それぞれの基金の条例に基づきまして、基金に編入したものとそれぞれの基金の目的の事業の財源に充当したものがございます。

基金管理につきましては、今後もより確実に有利な運用に努めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成26年度佐川町一般会計並びに特別会計6件の決算書の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

私のほうからは、認定第8号、平成26年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定につきまして御説明申し上げます。

決算書の1ページをおあげください。決算報告書でございます。収益的収入及び支出の項目でございます。上の表が収入の部でございます。中ほどに決算額というところがございますので、そちらをごらんください。第1款水道事業収益でございます。決算額1億8,443万5,210円となっております。下のほうで支出の部でございます。第1款の水道事業費用、決算額のところをごらんください。1億6,626万8,175円でございます。

次のページをごらんください。2ページをおあげいただきますと、資本的収入及び支出の項目でございます。上の表が収入の部でございます。第1款資本的収入の部、決算額のところをごらんください。3,257万3,200円でございます。下のほうで支出のほうでございます。第1款資本的支出、決算額1億4,772万2,146円でございます。このページの下の方に記入しておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,514万8,946円は、次の4項目の財源から補填したものでございます。

次の3ページをごらんください。

3ページをごらんいただきますと、これは損益計算書、26年度の損益計算書でございます。ずーっとこの下の方を見ていただきますと、当年度純利益というところがございます。当年度純利益は1,103万2,936円でございます。そうしまして、この下の端のところ、当年度未処分利益剰余金1億7,071万1,803円でございます。

そうしまして、5ページをごらんください。

5ページには譲与金処分計算書(案)を示してございます。先ほど申しましたように、当年度末の残高未処分利益剰余金、表の右の端の上の端でございます。1億7,071万1,803円とございます。また、この下側、先ほど申しましたように1,103万2,936円、これは当年度分の利益剰余金でございます。この当年度分の利益剰余金につきまして、議会の議決を得て処分するというものでございます。減債積立金へ処分する、この処分につきましては、議案によって議決さしていただかないきませんので、議案第46号のほうに上程をさせていただいておる件でございます。

そうしまして、6ページ、7ページのほうは、26年度の貸借対照表となっております。これの右のページの下の方は資本の部で

ございますが、7 剰余金（2）利益剰余金、ロ当年度未処分利益剰余金 1 億 7,071 万 1,803 円、先ほど申しました当年度末の未処分利益剰余金が計上されております。

以下の関係項目、添付してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

具体的には、詳細につきましては勉強会のほうで御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

認定第 9 号の平成 26 年度佐川町病院事業特別会計決算について、説明をさせていただきます。

お手元の平成 26 年度佐川町病院事業特別会計決算書の 1 ページをお願いいたします。

1 ページが収益的収入及び支出でございます。付帯事業を含みます病院の事業活動と収入と支出の決算を。それから 2 ページが資本的収入及び支出でございます。施設設備の改良等に関する収入と支出の決算をそれぞれあらわしております。

まず 1 ページの収益的収入及び支出の収入でございますが、表の一番左の欄、区分でございます。第 1 款病院事業収益。病院事業収益の総額でございますが、これの決算額、中ほどでございます。17 億 6,868 万 5,235 円でございますが、表には記載しておりませんが、25 年度と比べますと、約 1 億 8,887 万円。率にいたしまして約 12% の増加となっております。

その内訳でございますが、第 1 項医業収益。これは入院・外来などの診療に係る収益、一般会計からの繰入金などでございますが、12 億 9,255 万 1,355 円で、25 年度と比較しますと約 5,800 万円の増でございます。

次に、第 2 項医業外収益でございますが、これは他会計からの負担金、長期前受金戻入、資本費繰入収入益などでございますけれども、3 億 1,895 万 8,530 円で、前年度と比べて約 1 億 4,800 万円の増となっております。

次に、第 3 項介護老人保健施設収益でございますが、これは介護老人保健施設の利用料などの収益でございますが、4,541 万 689 円で、前年度と比べて約 100 万円の減となっております。

次に、第 4 項デイケア収益。これはデイケア施設さくら荘の利用料などでございますが、これが 5,971 万 5,133 円で約 1,200 万円の

減となっております。

第5項デイサービス収益。これはデイサービス施設斗賀野荘の利用料などがございますが、これが4,689万8,960円でございます、約400万円の減となっております。

そして第6項居宅介護支援事業収益。これは居宅介護支援施設こうほくの収益でございますが、これが476万2,490円で約50万円の増となっております。

第7項特別利益が38万8,078円で、これは過年度損益の修正益で、25年度の収益が26年度に入金となったものなどがございます。

収益全体といたしましては、デイサービス、デイケアなどの事業が利用者の減等により減収となった一方で、入院・外来等に患者数の増加などによって増収となったこと、及び地方公営企業会計制度の改正によりまして26年度から新たに長期前受金戻入、資本費繰入収益の2つの収入科目が新設され、減価償却費見合いの額を収益として計上することになったことなどにより収益全体としては増加となっております。

次に支出でございます。病院事業費用の総額は、17億5,840万3,998円で、25年度と比べますと約2億4,502万円、率にして約12.2%の減となっております。

その内訳でございますが、第1項医業費用。これは病院職員の人件費、医薬品や材料費、病院施設の維持管理に要する費用や減価償却費など病院運営に要する全般的な経費でございますが、これが14億6,193万5,222円で、約8千万円の増となっております。

第2項医業外費用。これは企業債の償還利息などがございます。これが6,359万8,583円で約1,500万円の増となっております。

第3項介護老人保健施設費用から第6項居宅介護支援事業費用までの付帯事業につきましては、デイケア費用とデイサービス費用は利用者数の減少などから25年度に比べて減となっておりますが、そのほかは増でございます。

第7項の特別損失は8,505万652円で、前年度より約3億3,500万円の減でございます。

26年度は、会計制度の改正に伴う移行費用といたしまして、退職給付引当金などの引当金を特別損失として計上したものでございます。なお、25年度につきましては、耐震化事業の最終年度で、これに伴い除却した建物や建物付属設備等の固定資産除却費が多額の

ぼったものでございます。

第8項予備費については、需要がございませんでした。

次に、2ページをごらんください。

資本的収入及び支出の、まず収入でございます。総額が1億1,090万7千円で、病院耐震化事業の最終年度であった25年度と比べますと約9億7,500万円、率にいたしまして89.8%と大きく減少をしております。

内訳でございますが、第1項企業債が1,090万円で25年度と比べて約8億9千万円の減でございます。内容は、医療機器の購入に要する資金の借り入れを行ったものでございます。

第2項の出資金1,363万5千円と、1つ飛んで第4項負担金8,552万2千円は、いずれも企業債の償還元金に対する一般会計からの繰入金で、出資金が既に減価償却の終わった施設に関するもの、負担金が現在償却中の施設等に関するものとして、科目の区分を行っているものでございます。

第3項補助金。85万円でございますが、これは、災害対策用として購入いたしました医療機器に対する県からの補助金でございます。次に支出でございます。

支出の総額は2億264万6,453円で、収入と同様、耐震化事業の終了により25年度と比べて約9億7,300万円、率にして約83%の減となっております。

支出の内訳でございますが、第1項建設改良費は2,388万3,368円で25年度と比べ、約9億5,400万円の減となっております。内容は、医療機器の購入等に要した経費でございます。

第2項企業債償還費でございますが、1億7,876万3,085円でございます。これは、これまでに発行いたしました企業債の元金償還に要した経費でございます。

なお、資本的収入額が支出に対して不足する額9,173万9,453円につきましては、欄外に記載しておりますとおり当年度分の損益勘定留保資金で補填をいたしました。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページと4ページが損益計算書でございます。

26年度の病院事業に関する全ての収益と費用を項目ごとに対比させて、損益の状況をあらわしたものでございます。これらの総計といたしまして4ページの13、下のほうになりますが特別利益その

上の経常利益、これでございますが、25年度はこの部分が経常損失でございましたけれども、今年度は9,495万4,456円の経常利益となりました。

そしてこれに13の特別利益と次の14特別損失を加えました当年度純利益、一番下から4行目になりますが、当年度純利益は1,028万1,237円でございます。また、昨年9月議会で議決をいただきました25年度末未処理欠損金10億695万1,717円と会計移行引当金に係る特別損失8,436万4千円、合わせて10億9,131万5,717円につきまして、資本金と資本譲与金をもって補填をいたしましたものが、下から2行目に記載しております議決による未処分利益剰余金変動額でございます。その結果、昨年度末まで計上されていた年度末未処理欠損金が今回解消いたしましたして、26年度末につきましては、一番下の二重線のついた行でございますが、当年度繰越利益剰余金として9,464万5,237円を計上することができました。

以下、5ページが剰余金計算書で、会計制度の見直しに伴う勘定損益の移行、昨年9月議会で議決をいただいた未処理欠損金等の補填等について記載をしております。

6ページが剰余金処分計算書でございます。

そして7ページ、8ページが貸借対照表でございます。いずれも内容については省略させていただきますが、次に、9ページ、10ページが会計制度の見直しにより26年度の当初予算から記載が義務づけられております重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。

そして、11ページから24ページまでが事業報告書でございます。

各項目ごとに入院・外来の患者数、施設の利用者数等について記載をさせていただきますので、ごらんいただければ幸いです。

そして25ページ以下が決算附属書類となります。決算附属書類の一番最初25ページに、これも会計制度の見直しに伴うものですが、今回から新たにキャッシュ・フロー計算書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

引き続き、監査委員決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員（上田益英君）

それでは、平成 26 年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。お手元にですね、平成 26 年度決算審査意見書があると思いますが、それに基づきまして報告をさせていただきます。

(以下、「平成 26 年度決算審査意見書」1 ページ 1 行目より 14 行目まで朗読)

3 の決算の概要につきましては、表に示しておりますので、ごらんをいただければと思います。

次に、2 ページ以降、一般会計、特別会計、各会計につきまして決算額そしてそれに対します指摘及び意見等を述べさせていただいておりますので、そちらにつきましては後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、19 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

19 ページの総括をもちまして監査委員の監査報告とさせていただきます。

(以下「平成 26 年度決算審査意見書」19 ページ「総括」朗読)

以上でございます。

議長 (藤原健祐君)

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。

ここで 5 分休憩します。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 40 分

議長 (藤原健祐君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、執行部の説明を求めます。

総務課長 (横山覚君)

それでは、私からは議案第 37 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算 (第 2 号) につきまして、主なものについて説明をさせていただきます。補正予算書の 4 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正でございます。臨時財政対策債につきましては、平成 27 年度の普通交付税額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額も増額となりましたため、1,195 万 1 千円を増額いたしまして、上限額を 2 億 2,155 万 4 千円に変更するものでございます。

次に、事項別明細書の 14 ページ、15 ページをお開きください。歳出のほうから説明をさせていただきます。一番上の欄でございます。2 款、1 項、1 目、25 節の説明欄、公共施設整備基金積立金の 3 千万円は、住新会計からの繰入金について公共施設整備基金に積み立てを行うものでございます。

次の欄の 4 目、8 節の説明欄、記念品の 165 万円は、6 月からインターネット申請及びクレジットカード決済を導入したことにより、ふるさと寄附の申出件数が増加傾向にあるため、記念品代について増額補正をするものでございます。同じ目の 13 節の説明欄、集落活動センター基本・実施設計委託料の 648 万円、その下の 17 節の説明欄、用地購入費の 316 万 8 千円は、黒岩地区集落活動センターを来年度に開所ができるよう施設を新築することになったことから、施設の基本設計、実施設計の委託料及び用地購入費について補正を行うものです。また、19 節の説明欄、町制 60 周年記念事業補助金の△の 200 万円は、事業の実施につきまして委託事業とすることとしたために 13 節に組み替えを行うものでございます。

2 つ下の欄の 8 目、19 節の説明欄、補助金の 246 万 4 千円でございますが、これは防犯灯設置工事補助金や公民館修繕等補助金におきまして、防犯灯の LED への取りかえ、また公民館のバリアフリー化などの補助制度を導入したことによりまして、当初予想を大きく超える申請があったため、補正を行うものでございます。

次の表の 2 款、3 項、1 目、13 節の説明欄、番号法・個人番号カード交付関連事務委託料の 475 万 6 千円は、マイナンバー法による個人番号カードの交付事務を地方公共団体情報システム機構に委託するための補正となっております。

16 ページ、17 ページをお開きください。2 段目の表でございます。3 款、1 項、7 目、15 節の説明欄、斗賀野荘浴室等改修工事の 742 万 6 千円は、デイサービス斗賀野荘の浴室給湯設備が老朽化し、改修の必要が出てきたための補正となっております。また、下の欄の 18 節の説明欄、備品購入費の 378 万円は、斗賀野荘で現在使用しております車いすごと入浴ができる特殊浴槽、これが、浴槽内で事故が発生した場合に救助ができにくい構造となっているため、より安全に使用できる特殊浴槽を設置するための補正予算となっております。

次の表の 3 款、3 項、1 目、20 節の説明欄、障害児通所等サービ

ス費の 210 万円は、障害児のサービスについて当初の利用見込みより想定した以上に利用が多いため補正を行うものです。

同じ表の 2 目、13 節の説明欄、黒岩中央保育所新築工事実施設計等委託料の 500 万円は、黒岩中央保育所の新築用用地の造成工事設計委託料を当初予算に計上できていなかったため、このたびの補正に計上するものでございます。次の欄の 19 節の説明欄、障害児保育事業補助金の 151 万円は対象児童の増員による補正となっております。

18 ページ、19 ページをお開きください。2 段目の表の 5 款、1 項、3 目、18 節の説明欄、備品購入費の 800 万円は、自伐型林業を核とした雇用づくり等地域活性化事業の一環として、素材生産の効率化を上げるためのバックホー用グラップルの購入と隣地の境界の明確化に必要な G N S S 観測機や隣地の座標値や所有者等を管理するシステムの導入を行うための補正となっております。

次の表の 5 款、2 項、1 目、19 節の説明欄、高知県木質資源利用促進事業費補助金の 720 万 8 千円は、J A コスモスから 2 件の園芸用ペレットボイラーの補助要望が出されたことにより補正を行うものです。

下の欄の 2 目、19 節の説明欄、原木増産推進事業補助金の 270 万円は、自伐型林業に必要な小型の作業機械のレンタル費を補助し、自伐型の担い手の確保と普及を行うための補正となっております。

次の表の 6 款、1 項、1 目、13 節の説明欄、佐川町ブランド構築事業委託料の 1,045 万 1 千円は、佐川町の持ち味、佐川らしさは何かを特定し、統一的なイメージのもと、トータルとして佐川町を P R する取り組みに対するものとして、また下の欄の 18 節の説明欄、備品購入費の 1,559 万 7 千円は、レーザーカッターや 3 D プリンターなどのデジタルファブリケーションの購入費として補正を行うものでございます。

20、21 ページをお開きください。3 段目の表です。9 款、2 項、1 目、7 節の説明欄の臨時職賃金の△の 232 万 2 千円につきましては、支出内容が節の科目内容に合致した内容となっていないことから減額を行い現在までの支出分を除いて 8 節の謝礼金に組み替えを行うものでございます。

次の表の 9 款、4 項、7 目、13 節の説明欄、青山文庫耐震診断委託料の 140 万 4 千円は、青山文庫の前運営団体から譲り受けました

設計図書一式の中に、構造躯体の部材寸法また配筋状況等が示された構造図がないことが判明したことによりまして、構造図面の作成を行うための補正となっております。

一番下の表です。10 款、2 項、2 目、15 節の説明欄、がけ崩れ住家防災対策工事の 1,500 万円及び下の欄の 16 節の説明欄、原材料費の 100 万円は、新たに要望のありましたがけ崩れ住家防災対策工事に対する 3 カ所の要望事業また 4 カ所の原材料支給に対する補正となっております。

それでは、帰っていただきまして 10、11 ページをお開きください。10、11 ページをお願いいたします。2 段目の表の 9 款、1 項、1 目、1 節の説明欄。交付税の 2 億 4,322 万 4 千円は、平成 27 年度の普通交付税が確定したことによりまして、当初予算の計上額との差額を補正するものです。平成 27 年度の普通交付税は、24 億 9,322 万 4 千円となっております。

次の表の 11 款、2 項、2 目、1 節の説明欄、がけ崩れ住家防災対策事業負担金の 375 万円は、当該事業の個人負担金分となっております。次の表の 13 款、1 項、1 目、1 節の説明欄、障害児入所給付費及び医療費等国庫負担金の 105 万円は、障害児サービスの利用件数の増によりまして、国庫負担金の増額となっております。

次の表の 13 款、2 項、8 目、1 節の総務費補助金の 6,554 万 6 千円は、マイナンバー制度のシステム整備費及び地方創生の上乗せ交付金分としての補助金となっております。

一番下の表です。14 款、2 項、2 目、2 節の説明欄、障害児保育事業補助金の△の 302 万 1 千円は、補助事業の制度改正による積算方法の変更によりまして、減額補正をするものでございます。

同じ表の 4 目 2 節の説明欄、林業振興補助金の 180 万円。高知県木質資源利用促進事業費補助金の 720 万 8 千円及び下の欄の 7 目 3 節の説明欄のがけ崩れ住家防災対策事業補助金の 750 万円は、補助事業の増加に伴います増額補正となっております。

12 ページ、13 ページをお開きください。2 番目の表になります。16 款、1 項、4 目、1 節の説明欄、ふるさと寄附金の 300 万円は、6 月からインターネットの申請、それからクレジットカードの決済を導入したことで申込数が増加していることに対する増額補正でございます。

次の表の 17 款、1 項、1 目、1 節の説明欄、財政調整基金繰入金

の△の3億8,057万9千円は、普通交付税や臨時財政対策債、また前年度決算によります繰越金などの一般財源の増額によりまして、財政調整基金からの繰り入れ金について、減額補正をするものでございます。

また下の欄の2目1節の説明欄、介護サービス事業基金繰入金の1,053万円は、デイサービスセンター斗賀野荘の浴室給湯設備等の改修費に充てるための繰り入れとなっております。

次の表の17款、2項、3目、1節の説明欄、住宅新築資金会計繰り入れ金の3千万円は、一般会計から負担をしております人件費、事務費の一部見合い品といたしまして、住新会計からの繰り入れを行うものでございます。

次の表の18款、1項、1目、1節の説明欄、前年度繰越金の1億3,320万3千円は、平成26年度の決算の確定によりまして、補正を行うものでございます。

次の表の20款、1項、4目、1節の説明欄、臨時財政対策債の1,195万1千円は、普通交付税の額が確定したことによりまして、臨時財政対策債の額も決定したため、その増額分についての補正を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは、議案第38号、平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。上の表になります。3款、1項、1目、19節負担金・補助及び交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者支援金の決定通知額に不足いたします32万6千円の増額補正を行うものです。

下の表になります11款、1項、3目、23節償還金、利子及び割引料につきましては、昨年度、平成26年度の療養給付費負担金、退職者医療、療養給付費等交付金などの負担金や交付金の精算によりまして超過交付額が確定したことによりまして、その額を返還するため、1,353万円の増額補正をするものです。

続きまして歳入になります。8ページ、9ページをお開きください。9款、2項、1目、1節財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の増額補正に対応するため1,385万6千円の増額補正をす

るものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

私のほうから、議案第 39 号、平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、御説明申し上げます。

2 ページをごらんください。補正額 3,567 万 1 千円でございます。これは、先ほどの決算の繰越額の額が確定しましたことによります歳入への補正額でございます。

次のページ、3 ページをごらんください。こちらは歳出でございます。予備費のほうに 767 万 1 千円、他会計繰出金に 3 千万円補正を組ませさせていただいております。この 3 千万円につきましては、先ほど総務課長が一般会計のところの補正の中で申したものでございます。

先ほども申しましたように、3,700 万を越す繰越金が発生し、今後の経営を考えてきた場合に、28 年度で元利償還、町からの借入れが終わります。また、町からの貸し付けの新たな発生が 30 年度をもって終了するような会計になってございます。

そういうことから、今後の運営していくのに必要な経費をはじいてみますと、この 767 万 1 千円あれば、十分今後の運営経営はなっていくものでございます。

また一方、監査のほうからも御指摘いただきました不適切な事務処理があったというのは、26 年度の会計処理の中で、本来でしたら、元利償還金全て当然当会計で償還せないかんものを、1 回分につきまして、1 回分の 88 万 2,527 円、これにつきましては、一般会計で返済をしてございます。

この理由に申しましては、起債の償還に当たりましては、住宅新築資金のみで請求が来るのではなくて、住宅とかいう関係のもの、一般会計のものを含んだものが一緒になって請求されるようになっております。

そこで、まことに不手際でございましたが、本来、当特別会計で支払うべき 88 万 2,527 円につきましても一般会計で払うたというようなことになってございます。そのため、ここで他会計の繰出金のところ、先ほど申しましたように、今後の運営から考えていってから、できる金額を残し、予備費に残し、26 年度で一般会計で支払われた 88 万 2,527 円を含んで、3 千万円を一般会計に繰り出すも

のとしてございます。

この3千万近くの金額も、先ほど総務課長のほうからも説明がありましたように、当住宅新築資金は、設立以来人件費は全て一般会計のほうで組んでございます。その関係上、こういった余剰金が発生しておりますし、今後の会計を考えた場合には、必要な金額を残してその全てを一般会計のほうに返す、繰り出すというのが適切な方法ではないかというふうに判断をしております。

また、5年ぐらい前には、余剰金が8千万を超えるような状態にもなっておりますので、そのときにも、8千万円余りを繰り出した経過がございます。そのときには、一般会計から当会計へ繰り出した金額相当分8千万余りを返済しました。

今回は、不適切な処理分を含み、人件費見合い分の3千万円を一般会計に繰り出すような補正をするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案でいきますと第40号の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳出になります、説明欄ごらんいただきますと、介護給付費償還金で1,780万1千円ということですが、これは平成26年度の介護給付費が、決算が確定したことに伴いまして国、県支出金をその分超過しており受け入れておりましたので、償還返還するものでございます。

歳入につきましては、1枚お戻りいただきますと、8ページ、9ページに載っておりますが、この財源につきましては、介護保険事業運営基金からの繰り入れで対応しているものでございます。以上、説明になります。

町民課長（麻田正志君）

私からは、議案第41号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

マイナンバー制度によりまして、本年10月以降、各個人にマイナンバー、個人番号をお知らせする通知カードが送付されます。そして、平成28年1月から行政機関等によるマイナンバーの利用が開始されまして、同時に申請される方につきましては、個人番号カ

ードの交付が始まることに伴いまして、紛失などによる通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めようとするものです。

第1条のほうでは、別表第1の(32)を(32)の1に改め、そして(32)の2といたしまして、通知カードの再交付手数料を1件につき500円と定めようとするものです。

第2条、裏面のほうになります。第2条では、第1条で(32)の1と改めたものを個人番号カードの再交付手数料に改めまして、1件につき800円と定めようとするものです。

改正前の(32)の1の住民基本台帳カード交付手数料は、来年1月の個人番号カードの交付開始以降この住民基本台帳カードの新規発行につきましては行われませんので、この改正によりまして、1月から、この手数料はなくなります。

なお、再交付の手数料の額といたしましては、総務省からの事務連絡、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言に記されております通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費の額ということにいたしております。なお、当初交付分につきましては、無料となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

総務課長（横山覚君）

私から、議案第42号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

佐川町の個人情報保護条例は、平成18年12月から施行しているところですが、このたび、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布されまして、これに伴いまして個人情報保護条例についてこの番号法の規定を踏まえ、町が保有することとなります特定個人情報、特定個人情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、この4情報にこのたびの個人番号を加えたものでございますが、この特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置を講ずるため、また番号法との整合を図るなどの規定の整備を行う改正が必要となったところでございます。

特に、個人番号は、それ以外の個人情報と比べまして、高い個人識別機能を持つことから、番号法では特定個人情報について、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じることが求められているところであります。

こうしたことから、町の個人情報保護条例におきまして、特定個人情報について、特別の取り扱いを要する部分を追加する方法により条例改正を行うものでございます。

追加事項につきましては、特定個人情報に関する定義、それから利用・提供の制限、任意、代理人による開示に訂正請求、開示請求、訂正請求に係る事案の移送、利用停止請求の事由などとなっております。参考資料にも、佐川町個人情報保護条例の新旧対照表もつけておりますが、また参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第 43 号、町道路線の認定について、まず説明させていただきます。お手元に参考資料をお配りしておると思いますので、そちらをごらんください。

地図がございしますが、真ん中あたりの上のほうに、至西佐川と書いてございます。この道は、県道西佐川停車場線でございまして、斜め下のほうへ行きますと、富士見町の四叉路でございまして、ちょうど上のほうには町立図書館がございまして、町立図書館の南の隣接地でございまして。

ここは、町道富士見町 7 号線、起点、終点ともに佐川町字五反畠乙 2149 番 1 で、この色で塗っておるところの路線延長が 49.21 メートルでございまして、そうしまして幅員が 4.9 メーターから 6.0 メーターの町道になります。ここは有限会社春日工務店さんより道路敷地の寄附申請が提出されまして、書類・現地調査、検査を行い、問題がないと判断し、受け取ってございまして、そしてこのたび、佐川町へ所有権移転登記が完了しましたために、町道としての認定ということで議案を上程したものでございまして、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第 44 号でございまして、こちら参考の資料をお配りしておりますので、ごらんください。

こちらは、ずっと左のほうを、この地図の左のほうには、至荷稻と至国道 33 号というのがございまして、越知方面からずっと佐川へ入ってきまして佐川トンネル、佐川トンネルの手前側、荷稻へ行く幅の広い町道がございまして、それがこの道でございまして、途中から青去のほうへ入って行きまして、この中ほど、上側には、至町営住宅の荷稻団地というところが書いております。この町道から分岐しまし

て、これが青去4号線でございますが、この色で塗っておるところ、ここを一部廃止するものでございますが、町道青去4号線の起点は、佐川町字東的場乙2601番3先で変更ございませんが、終点が佐川町字、現在、道光谷詰乙3416番1先から佐川町字東的場乙2598番先に変更とするものでございます。路線延長が289.8メートルから変更後は157.7メートルとなります。

これは町道として認定しておるわけですが、地籍調査事業の一筆調査において、町道として機能をなしてない、また周辺地権者や利用者からも廃止の要請を受けました。現地確認の結果、行き止まりでありますし、一般交通の用に供するものではないと判断いたしまして、町道の一部延長132.1メートルを廃止するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第45号でございます。町道路線の廃止について、でございます。これも参考資料をごらんください。参考資料、この真ん中の下側のところに、至サンシャインと書いてございます。サンシャインの西隣の四叉路から三野のほうへ入って行きまして、ちょうど左側のほうに、この色塗りのところが対象土地でございます。これをちょっと北方面過ぎて行きまして、左側のほうに入って行きまして、先ほどの県道西佐川停車場線、富士見町のほうに接続するような町道あります。その途中でございます。

こちらにつきましては、町道三野14号線の起点は佐川町字古市乙2162番2先、終点が佐川町字古市乙2158番34先、路線延長が42.16メートルでございます。ここは、国土交通省の敷地内に宿舎が建っておりまして、同省所有の宿舎内道路、これを町道の認定としてございました。現在、宿舎は取り壊されております。また、このたびの地籍調査事業の一筆調査におきまして、国土交通省のほうから当敷地を普通財産として財務省へ所管がえの予定であり、この町道三野14号線を廃止してほしいという申し出がございました。一般交通の用に供する必要がない町道であるため、廃止するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第46号、平成26年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分につきまして、これは先ほどの水道事業の決算の上程、提案の際に一部触れさせていただきまして説明させていただいた項目でございます。未処分利益剰余金1億7,071万1,803円のうち、利益、純利益が1,103万2,936円でございます。この26年度

の利益につきます処分について議会の議決を得て、減債積立金に積み立てする議案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

これで、認定第1号から議案第46号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、7日の午前9時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後0時15分